

第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン 改定表

頁 番号	現行記載内容	改定案	改定理由
1 4	【地震のリスク】 南海トラフ地震 ○今後30年以内で、80%程度 の発生確率	【地震のリスク】 南海トラフ地震 ○今後30年以内の発生確率は60 ～90%程度以上(すべり量依存BP Tモデル)又は20%～50%(BPT モデル)	令和7年9月の地震調査推進本部 において発生確率が見直された ため
2 14	③自助・共助の意識の醸成 (追加)	○地震・津波防災に関する広報・啓 発活動を実施する。(緊急地震速 報・南海トラフ地震臨時情報、津波 フラッグ、地震や火災等における早 期避難等について啓発)	南海トラフ地震の被害想定の見直 し等を踏まえた、早期避難の啓発 など、さらなる防災に関する普及・ 啓発に取り組むため
3 17	1-1-1 防災拠点施設の耐震 化を進める ○京都府及び市町村において、 次期建築物耐震改修促進計画の 見直しを行う。 ＜令和7年度に計画見直しを実施 ＞	1-1-1 防災拠点施設の耐震化 を進める ○京都府及び市町村において、次 期建築物耐震改修促進計画の見直 しを行う。 ＜令和11年度に計画の中間見直し を実施＞	京都府耐震改修促進計画の改定 が完了したことから、中間見直し に向けた目標に修正
4 17	1-1-2 住まいの耐震化を進 める ○木造住宅等の耐震化を進め る。(耐震改修補助事業の実施) ＜耐震化率95%＞	1-1-2 住まいの耐震化を進め る ○木造住宅等の耐震化を進める。 (耐震改修補助事業の実施) ＜耐震性が不十分なものを概ね解 消(～R17)＞	京都府耐震改修促進計画の改定 に伴う目標の修正
5 18	1-1-5 多数の人が集まる建 物の耐震化を進める ○民間の多数の者が利用する既 存不適格建築物等の耐震化を進 める。 ＜大規模建築物の耐震化率90% ＞	1-1-5 多数の人が集まる建物の 耐震化を進める ○民間の多数の者が利用する既存 不適格建築物等の耐震化を進め る。 ＜大規模建築物(※)の耐震性不足 解消率100%(～R17)＞ ※昭和56年5月31日以前に建築さ れた建築物のうち、病院、店舗、ホ テル等の不特定多数の者が利用す る建築物及び学校、老人ホーム等 の避難弱者が利用する建築物で一 定規模以上の建築物	京都府耐震改修促進計画の改定 に伴う目標の修正
6 19	1-1-8 安心・安全に係る社会 資本を適正に維持・更新する ○公共施設等総合管理計画に基 づき、公共施設等の適正な維持 管理を行う。	1-1-8 安心・安全に係る社会資 本を適正に維持・更新する ○公共施設等管理方針に基づき、 公共施設等の適正な維持管理を行 う。	名称に誤りがあったため
7 20	1-3-1 道路、河川等の整備・ 耐震化を進める ○耐震改修促進計画により指定 した緊急輸送道路の沿道建築物 の耐震化を推進する。	1-3-1 道路、河川等の整備・耐 震化を進める ○耐震改修促進計画により指定し た緊急輸送道路の沿道建築物の耐 震化を推進する。 ＜沿道建築物の耐震性不足解消率 42%(～R17)＞	京都府耐震改修促進計画の改定 に伴う目標の設定
8 20	1-3-2 地震に強い急傾斜地、 ため池等の整備を進める ○ため池の耐震調査、整備・廃止 工事など防災・減災対策を進め る。 ＜地震豪雨耐性評価(対象約 280箇所)、整備・廃止工事にか かる実施計画の策定(目標60箇 所)の完了を目指す。(R12まで) ＞	1-3-2 地震に強い急傾斜地、 ため池等の整備を進める ○ため池の耐震調査、整備・廃止工 事など防災・減災対策を進める。 ＜地震豪雨耐性評価(対象280箇 所)の完了及び38箇所で整備・廃止 工事に着手(～R12)＞	京都府防災重点農業用ため池に かかる防災工事等推進計画の改 定に伴う目標の修正
9 38	5-4-1 復興計画策定のため の事前準備に取り組む ○大規模災害時の復興計画策定 手順や計画に盛り込むべき内容 の検討など、事前準備を進める。 (担当部局) 危機管理部	5-4-1 復興計画策定のための 事前準備に取り組む ○大規模災害時の復興計画策定手 順や計画に盛り込むべき内容の検 討など、事前準備を進める。 (担当部局) 危機管理部、建設交通部	復興まちづくり計画策定の担当部 局である建設交通部を追加